

松浦港における外国往来船と陸地との交通場所等を指定する公示

(昭63.12.13 公示)
(平8.12.2 追加)
(平15.11.10 追加・変更)

1 貨物（船用品及び携帯品を除く。）の積卸場所

港名	場所の名称	所在地	備考
松浦港	(1) 100,000屯級A石炭岸壁西端から390m (2) 100,000屯級B石炭岸壁東端から350m (3) 2,000屯級電源開発補助岸壁北端から232m	松浦市志佐町白浜免 〃 〃	

2 船用品及び携帯品の積卸場所並びに船舶と陸地との交通場所

港名	場所の名称	所在地	備考
松浦港	(1) 100,000屯級A石炭岸壁西端から390m (2) 2,000屯級電発補助岸壁北端から232m (3) 100,000屯級B石炭岸壁東端から350m	松浦市志佐町白浜免 〃 〃	ただし、当該岸壁に接岸した船舶に、その接岸場所から直接積卸、または交通する場合に限る。